

建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

平成26年4月1日

改正 平成29年1月1日

松本市建設工事施行規則第6条第4項及び松本市建設工事請負契約約款第10条第3項「現場代理人の常駐義務の緩和」の運用について、必要な事項を定めるもの。

第1 常駐を要しない期間

次のいずれかに該当する期間で発注者と受注者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合は、工事現場への常駐は要しないものとする。

ただし、携帯電話等により常時監督員と連絡が取れる体制が整っている場合とする。

- 1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで間 等
- 2 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- 3 工場制作のみが行われている期間
(例) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作期間
- 4 災害復旧工事等発注者が特に認める期間
- 5 1から4に掲げる期間の他、工事現場において作業等が行われていない期間

第2 現場代理人の兼任

発注者が、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、兼任可能と判断した工事については、兼任を認める。

1 兼任することができる工事

次の条件を全て満たす工事のうち、発注者が兼任可能と判断したものを対象とする。

- (1) 松本市発注工事の間で認める。ただし、国又は長野県並びに他市町村の工事等（以下「県工事等」という。）において、当該発注者が兼任を認めた場合はこの限りではない。
- (2) 兼任可能な工事の数は、2件までとする。
- (3) 当初契約の請負代金額が2件とも3,500万円未満のものとする。
ただし、平成26年2月3日付け国土建第272号通知における「建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いについて」に該当する工事はこの限りではない。
- (4) 工事箇所は、2件とも長野県松本地方事務所管内に位置する工事とする
- (5) 次に掲げる条件のいずれにも該当しない工事であること。
 - ア 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事
 - イ 労働安全衛生規則第90条に該当する工事
 - ウ 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事
 - エ 仕様書等において、専任配置が義務付けられている工事

2 兼任を認める際のその他の条件

発注者は、前項に規定する工事において、次の条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- (2) 連絡体制として、兼任する松本市発注工事の現場には、受注者と雇用関係にある連絡員を配置すること。
- (3) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、工事現場の安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行うこと。
- (4) 現場代理人が工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (5) 既に現場代理人となっている工事の発注者に対し、現場代理人兼任届を提出し承認を得ること。
- (6) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (7) 兼任が認められた場合においても、次のいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。
 - ア 労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間
 - イ 監督員が特に必要と認める期間

3 現場代理人の兼任に関する手続等

- (1) 兼任届の提出
 - ア 市発注工事間の場合、受注者は、契約後に提出する技術者等の通知書と合わせ、現場代理人兼任届（松本市発注工事間）（様式1）及び連絡員配置届（様式2）を兼任する全ての工事担当課長へ提出すること。
 - イ 県工事等との兼任の場合、受注者は、契約後に提出する現場代理人及び主任技術者等届と合わせ（既に契約中の松本市発注工事等と県工事等を兼任する場合は、県工事等との契約締結までに）、現場代理人兼任届（県工事等との兼任）（様式1-2）及び連絡員配置届（様式2）を発注者へ提出すること。
 - ウ 現場代理人兼任届の様式については、必要に応じ適宜変更又は削除して使用すること。
- (2) 発注者による審査

発注者は、工事内容、工事の時期や工事現場の状況などから総合的に判断し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるか、ないかを見極めた上で、現場代理人の兼任の可否について判断する。

なお、市発注工事間の兼任については、新たに兼任する工事の工事担当課長が、既に現場代理人となっている工事の工事担当課長と協議して兼任の可否について判断する。

(3) 発注者による受注者への回答

ア 兼任を認める場合

兼任を認め、提出書類を受理する旨を電話等により伝える。

イ 兼任を認めない場合

兼任届に認めない旨を記入、押印のうえ受注者に返却する。

4 適用時期

平成29年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事等から適用する。

〔参考〕第2第1項第3号に定める該当工事

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正) (平成26年2月3日国土建第272号)

1. 令第27条第2項の当面の取扱いについて

令第27条第2項においては、同条第1項に規定する工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされているところであるが、当面の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、当該規定については監理技術者には適用されないことに留意されたい。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。